

第 60 回（令和 7 年度第 1 回）
静岡市都市計画審議会 議事録

会長 小泉 祐一郎

委員 永田 喜雅

日 時：令和 7 年 10 月 24 日（金） 14 時 00 分～15 時 15 分

会 場：静岡市役所静岡庁舎 本館 3 階 第 1 委員会室

第 60 回（令和 7 年度第 1 回）静岡市都市計画審議会議事録

1 日時

令和 7 年 10 月 24 日（金） 14 時 00 分～15 時 15 分

2 場所

静岡市役所静岡庁舎 本館 3 階 第 1 委員会室

3 出席者

（委員）

小泉祐一郎、中村英夫、大石信之、松下友幸、永田喜雅、佐野浩聡、高橋明彦、
米谷壽代、関本三枝子、馬居喜代子、風間重樹、佐藤成子、丹沢卓久
森本輝（代理 川島浩一）、中村広樹（代理 八木雅子）、
高梨記成（代理 伊東信幸）、鈴木光弘（代理 藤田悟吏）
以上 17 名

（事務局及び説明者）

塩澤局次長兼都市計画部長、桑原参与兼都市計画課長、土屋緑地政策課長、
都市計画課担当者、緑地政策課担当者

4 欠席者

宮原晃樹、川島徹也、中村満 3 名

5 傍聴者

0 名

6 会議内容

- 開会の挨拶（塩澤都市局次長兼都市計画部長）
- 委員の紹介
- 関係職員の紹介
- 会長の選出

指名推薦により、小泉祐一郎委員が会長に選出された。

○職務代理者の指名

宮原晃樹委員が会長から指名された。

○議事

第1号議案静岡都市計画生産緑地地区の変更（静岡市決定）

○連絡事項及び情報提供

- ・第61回静岡市都市計画審議会（開催時期：令和7年11月中を予定）を书面開催とすることについて、出席委員から承諾を得た（立地適正化計画の変更に伴う都市計画審議会の意見聴取のため）。
- ・交通政策課による情報提供「これからの地域公共交通について」
- ・住宅政策課による情報提供「空き家の対策と利活用について」

7 審議内容

<小泉 祐一郎会長>

それでは、ただいまから第60回静岡市都市計画審議会の審議に入ります。

まず、本日の出席状況ですが、行政機関の代理の方4名を含めまして出席者は20名中、17名です。半数以上の出席がありますことから、静岡市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることを報告します。

次に、静岡市都市計画審議会運営規定第7条第1項の規定により議事録署名人を指名します。議事録の署名人は、永田喜雅委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（永田委員・了承）

それでは、よろしくお願いいたします。

本日は、1議案についてご審議いただきます。

円滑な議事進行に努めますので、委員の皆様におかれましてはご協力をお願いします。

なお、本日の進行ですが、はじめに議案について当局から説明をいただき、その後、皆様からご意見、ご質問等を伺った後、採決を行います。

それでは、第1号議案「静岡都市計画生産緑地地区の変更」について審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

〔第1号議案の説明〕

＜桑原都市計画課長＞

都市計画課長の桑原でございます。静岡都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明いたします。

お手元に第1号議案の「議案書」と「説明資料」をご用意ください。なお、本案件の決定権者は静岡市で、静岡県の協議を要する案件でございます。

はじめに、生産緑地地区についてご説明いたします。

説明資料1ページ下段をご覧ください。今回の議案となります生産緑地地区は、市街化区域内の農地が持つ「緑地機能」を評価し、農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定めるものです。

「緑地機能」とは、破線の枠内に示すとおり、3つの役割がございます。

1つ目は、公害を発生する施設と一般市街地が近接して存在するような場合に、一定の間隔を確保して公害を未然に防止したり、緩和する等の公害の防止及び緩衝機能としての役割、2つ目は、市街地内又は市街地から至近な位置に存して、安全かつ円滑に避難者の収容、救助活動が行えるような避難地機能としての役割、3つ目は、自然的環境に接することによって、都市生活からの緊張の緩和、健康の増進など精神的・肉体的に及ぼす効果がございます。

説明資料2ページ上段をご覧ください。次に「生産緑地地区の指定」についてご説明いたします。

生産緑地地区の指定にあたっては、記載の(1)から(6)まで、6つの条件をすべて満たす必要がございます。

1つ目は、現に農業の用に供されていること、2つ目は、公害又は災害の防止や、良好な生活環境の形成に相当の効用があること、3つ目は、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、4つ目は、農業の継続が可能であること、5つ目は、一団の農地の面積が300㎡以上であること、6つ目は、静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域のうち、「静岡駅周辺地区」「清水駅周辺地区」「東静岡駅周辺地区」に含まれていないこととなっております。

説明資料2ページ下段をご覧ください。次に「生産緑地地区の解除」についてご説明い

たします。

生産緑地地区の解除は、記載の（１）から（３）の３つの要件のうち、いずれかに該当する場合に限られております。

１つ目は、生産緑地地区の「指定から３０年」を経過したとき、２つ目は、農業の主たる従事者の死亡により、良好な農地としての維持管理ができなくなったとき、３つ目は、農業の主たる従事者の身体的・精神的障害による重大な故障等により、良好な農地としての維持管理ができなくなったとき、となっております。

それでは、「生産緑地地区変更の内容」についてご説明いたします。

説明資料３ページ上段をご覧ください。議案書は１ページとなります。

今回の都市計画の変更により、生産緑地地区の総面積は約１９３．８haとなります。

説明資料３ページ下段をご覧ください。議案書は４ページです。

生産緑地地区「変更概要」について、ご説明いたします。

上の表は、生産緑地地区の箇所数、面積の増減について、葵区、駿河区、清水区ごと、変更前と変更後を対比しております。

市全体では、箇所数が１，８６４箇所から１，８１８箇所と４６箇所減少し、面積は約１９９．６haから約１９３．８haと約５．８ha減少しております。

下の表は、生産緑地地区の箇所数と面積の増減の内訳を区ごとに示しております。

市全体で新たに指定する新規箇所数は７箇所、生産緑地地区を解除する箇所数は５３箇所、差し引き４６箇所の減少となります。

また、面積の増減は、新規・変更増により約０．４ha増、解除・変更減により約６．２haの減で、差し引き約５．８haの減少となっております。

説明資料４ページ上段をご覧ください。議案書は３ページです。

変更に至る理由ですが、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、みどり潤う豊かな都市環境の形成を目指すため、新たに生産緑地地区の指定要件に適合した７か所及び変更による６か所の約０．４haを増とする。

一方、主たる農業従事者の死亡や重大な故障等のやむを得ない理由により指定を解除す

る53か所及び変更による19か所の約6.2haを減とする。

このことから、変更前の総面積に増加分を加え、減少分を差し引いた総面積約 193.8ha について、本案のとおり変更するものでございます。

説明資料4ページ下段は、都市計画図書の総括図になります。

議案書には、議案書5ページから12ページまで、A3縮小版の総括図と計画図を添付しております。

説明資料5ページ上段をご覧ください。議案書は10ページの附図No.5の計画図です。

図の右下、清水区下野中地内について、新たに生産緑地地区に指定する「追加箇所」等を記載しております。

説明資料5ページ下段は、その清水区下野中地内を拡大したものです。

新たに生産緑地地区に指定しようとする新規箇所のC-680、赤で着色した区域で、既に生産緑地地区に指定している箇所は緑で着色した区域です。

説明資料6ページ上段をご覧ください。議案書は、同じく10ページの附図No.5の計画図です。

こちらは、葵区瀬名三丁目地内の生産緑地地区の面積を追加変更した箇所等を示しております。

説明資料6ページ下段は、その葵区瀬名三丁目地内を拡大したものです。

生産緑地地区A-150の追加変更区域は赤く着色した区域で、既に指定している緑の区域と合わせた区域が、変更後の生産緑地地区となります。

説明資料7ページ上段をご覧ください。議案書7ページの附図No.2の計画図です。

こちらは、清水区草薙地内の生産緑地地区を解除した箇所等を示しております。

説明資料7ページ下段は、この清水区草薙地内を拡大したものです。

黄色に着色した区域は、すでに指定している生産緑地地区C-231を解除する箇所になり

ます。

説明資料 8 ページ上段をご覧ください。議案書は、同じく 7 ページの附図No. 2 の計画図です。

こちらは、清水区七ツ新屋一丁目地内の生産緑地地区の面積変更減の箇所等を示しております。

説明資料 8 ページ下段は、清水区七ツ新屋一丁目地内を拡大したものです。

「変更減」は、既に指定している生産緑地地区C-229の区域を縮小するもので、黄色に着色した部分を解除し、生産緑地地区の面積を減らすものです。

なお、残地の緑に着色した区域は300㎡以上の面積が残るため、生産緑地地区C-229として継続されます。

説明資料 9 ページをご覧ください。最後に「都市計画の手続」について、ご説明いたします。

静岡市都市計画公聴会規則に基づき、令和 7 年 7 月 3 日（木）から 17 日（木）までの 2 週間、原案の縦覧及び公述の申し出の受付を行いました。縦覧者及び公聴会における公述の申し出はありませんでした。このため、公聴会は中止としました。

また、令和 7 年 9 月 17 日（水）から 10 月 1 日（水）までの 2 週間、都市計画法に基づく案の縦覧及び意見書の受付を行いました。縦覧者は 0 名で、意見書の提出はありませんでした。

今後の予定ですが、本日、都市計画審議会での議を経たのち、11月中旬に都市計画法に基づき静岡県と法定協議を行い、12月の都市計画変更の告示を予定しております。

以上、第 1 号議案静岡都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<小泉 祐一郎会長>

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<小泉 祐一郎会長>

これは確か、複数の所有者でも 300 m²あれば要件上は指定が可能ということでよろしいでしょうか。

<土屋緑地政策課長>

複数でも、基準といたしまして 300 m²以上から指定の対象となっておりますので、指定は大丈夫でございます。

<小泉 祐一郎会長>

農地の一団性があれば、ということですね。

(その他質問等なし)

<小泉 祐一郎会長>

それでは、採決を行います。

第1号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

全員賛成ということでございますので、よって第1号議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の全議題の審議が終了しました。皆様、ご協力ありがとうございました。事務局へお返しします。

<事務局>

小泉会長をはじめ、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。(審議終了)